中学校 技術・家庭科用

― 消費生活編 ―

新・くらしのノート

豊中市

は　じ　め　に

「新・くらしのノート　－消費生活編－」は、一人ひとりが安心して快適な生活をおくるために必要な情報の一例を紹介しています。

インターネットなどの普及による情報化が進み、身の回りにあふれる情報を、自分自身で判断し、主体的に行動できる力を養うことが、必要となっています。

この「新・くらしのノート―消費生活編―」は、消費者教育の副読本として新しい時代を担う中学生の皆さんのために作成しました。

作成にあたっては、技術・家庭科の先生方のご協力を得て、日常生活に関わりの深い消費生活問題を、取りあげています。

学校はもとよりご家庭でも広く活用し、よりよい生活をおくるために役立ててください。

くらしかんのキャラクター
「クラッピー」

目　　次

はじめに

契約について…… 1
- 契約とは…… 1
- 契約に関する法律…… 1
- さまざまな悪質商法…… 3
- 悪質商法への対処法…… 7
- クーリング・オフ制度…… 8

クレジットカードについて…… 9
- カード入門…… 9

情報社会……11
- 情報社会と消費者……11
- 知的財産権……21
- 違法ダウンロードの刑事罰化……21

消費者の権利……22

豊中市立生活情報センターくらしかん案内……27

契約について

《契約とは》

「契約」という言葉を知っていますか？「本を買う」「バスに乗る」ということも契約です。私たちの日常生活の中でも、たくさんの契約が交わされています。

例えば「本を買う」場合、消費者（客）が「この本を買います」という申し込みをすると事業者（店）は「お売りします」という承諾（しょうだく）をします。このような互いの合意によってさまざまな場面で契約は成立しています。これを「売買（ばいばい）契約」といいます。

契約は法律で定められた約束ですので、契約をするとお互いに権利と義務が生じます。

消費者は事業者の勧めた契約を結ぶかどうかや、どの事業者と契約するかを原則として自由に選ぶことができます。もちろん契約を断ることもできますが、いったん契約を交わしてしまうと、お互いにその内容を守らなければならず、一方的にやめたり変更したりすることはできません。

お店で商品を買うのにいちいち契約書を交わしたりはしません。契約は「申し込み」と「承諾」で成立するので、口約束でかまわないのです。書類にサインをしたり、印鑑を押すのは、契約内容を確認するという意味であり、また「確かに契約しました」という証拠を残すためです。

《契約に関する法律》

契約は「法的な責任が生じる約束」です。よって法律に基づいてさまざまな取り決めがされています。

1　民法

未成年者（満 20 歳未満の人）が契約をする場合、原則として、法定代理人である親権者（両

親など）の同意が必要です。未成年者と契約しようとする相手は、その内容を親権者に説明し同意を得て契約しなければなりません。同意がない場合には、その契約は未成年者本人か親権者が取り消すことができます。

ただし、次のような場合には契約を取り消すことはできません。

- おこづかいの範囲内の契約の場合
- 「成人です」とうそをついて相手をだました場合
- 親権者の印鑑を勝手に持ち出して「契約書」または「同意書」を作成した場合。
- 契約時、結婚している場合

2　消費者契約法

消費者と事業者の間には情報の「質」「量」「交渉力」に差があります。たいていの場合、事業者側が有利になりますので、その差を埋めるために決まりを設けています。

- 消費者にとって不当・不利益な契約条項は無効になります。（高額な解約料など）
- 事業者の不適切な行為による契約は取り消すことができます。

（重要なことを説明しない、うそをつく、強迫（きょうはく）する、契約するまで居座るなど）

3　特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という）

特定商取引法とは、消費者トラブルがおこりやすい特定の取引形態（訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入など）に対してトラブル防止のルールを定め、事業者の悪質な勧誘行為などを規制する法律です。

クイズ①　次の文のa・bのうち、正しい方を選びましょう。（答えは24ページ）

契約は法的な約束であり、双方の合意があれば口約束でも契約は成立 { a. する / b. しない }。例えば帽子を買う場合、「これをください」と申し込み、店員が「はい、2,000円になります」と売ることを承諾すれば、双方の合意で「売買契約」が成立する。契約の成立により、買う人には代金を支払う { a. 権利 / b. 義務 } と品物を受け取る { a. 権利 / b. 義務 } が、店側には代金を受け取る { a. 権利 / b. 義務 } と品物を渡す { a. 権利 / b. 義務 } が発生する。

契約について

《さまざまな悪質商法》

名称	主な商品・サービス	主な販売方法と特徴や問題点
キャッチセールス	化粧品、エステティック、絵画、アクセサリー	駅や路上でアンケート調査などと言って近づき、喫茶店や営業所に連れ込み、商品やサービスの売買契約をさせる。
アポイントメントセールス	教養娯楽教材、レジャー会員権、パソコン関連商品、アクセサリー	電話やはがきで、「あなたが当選した」「会ってお話したい」などと喫茶店や営業所に呼び出し、商品やサービスを売りつける。異性間の感情を利用したものを「デート商法」ともいう。
マルチ商法	電話機・ファクシミリ、浄水器、化粧品、健康食品	商品やサービス利用権を購入したうえ、商品の買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入り、自分の系列に加入者を増やすと大きな利益が得られるというもの。売れない商品を抱え、利益どころか友人をなくすなど問題が多い。
利殖商法	先物商品、証券、投資信託、分譲マンション	「値上がり確実」「必ず利益が出る」など、利殖になることを強調して契約させる。
資格商法（士商法）	行政書士などの公的資格や私的な資格取得の講座や教材	「講座を受ければ資格が取れる」「近く国家試験になる」と偽るなどして勧誘する。電話勧誘が多く、近年は、「以前の資格が取れていない」と言って次の契約をすすめるものもある。
サイドビジネス商法	内職、副業	「在宅の仕事で高収入が得られる」などと勧誘し、高額な教材などを売りつける。インターネットを介したサイドビジネスもある。実際にはほとんど収入は得られない。
点検商法	リフォーム（屋根工事・床下換気扇など）、浄水器、布団、消火器	「点検に来た」と訪問し、修理不能、危険、期限切れなど、事実と異なることを言って、必要のない商品・サービスを売りつける。公的機関の職員をかたることもある。
ネガティブオプション（送りつけ商法）	健康食品、雑誌・書籍、DVDソフト、パソコン関連商品	注文（申込み）していない商品を一方的に送りつけ、商品を受け取った以上、支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法。代引郵便を悪用するものもある。
SF（催眠）商法	布団、磁気マットレス、電気治療器、健康食品	安売りや講習会の名目で人を集め、閉め切った会場で限られた数の粗品を配って、雰囲気を盛り上げて興奮状態にして、最後に高額の商品を売りつける。
インターネット上の詐欺サイト	商品一般	インターネットを利用した通信販売などで、「代金を前払いしたが、商品が届かないので連絡しようとしたら、ホームページがなくなっていた」などのトラブルがある。
架空・不当請求	情報料、登録料	携帯電話やパソコンの電子メール、はがき、封書などにより、まったく身に覚えのない請求がきたり、着信メールを開いたりネット検索中に問題のあるサイトにつながり会員登録され、請求されるといった場合などがある。

クイズ②

次の文の（　　）に合う言葉を書きましょう。（答えは 24 ページ）

悪質商法には、路上アンケート調査などと言って近づき売買契約をさせる（　　）セールス、注文していない商品を一方的に送りつけ支払わないといけないと勘違いさせる（　　）がある。トラブルを防ぐには、見知らぬ人からの連絡に応じない、もうけ話を安易に信じない、あいまいな返事はしないなどを普段から心がけることが大切である。

事例

キャッチセールス

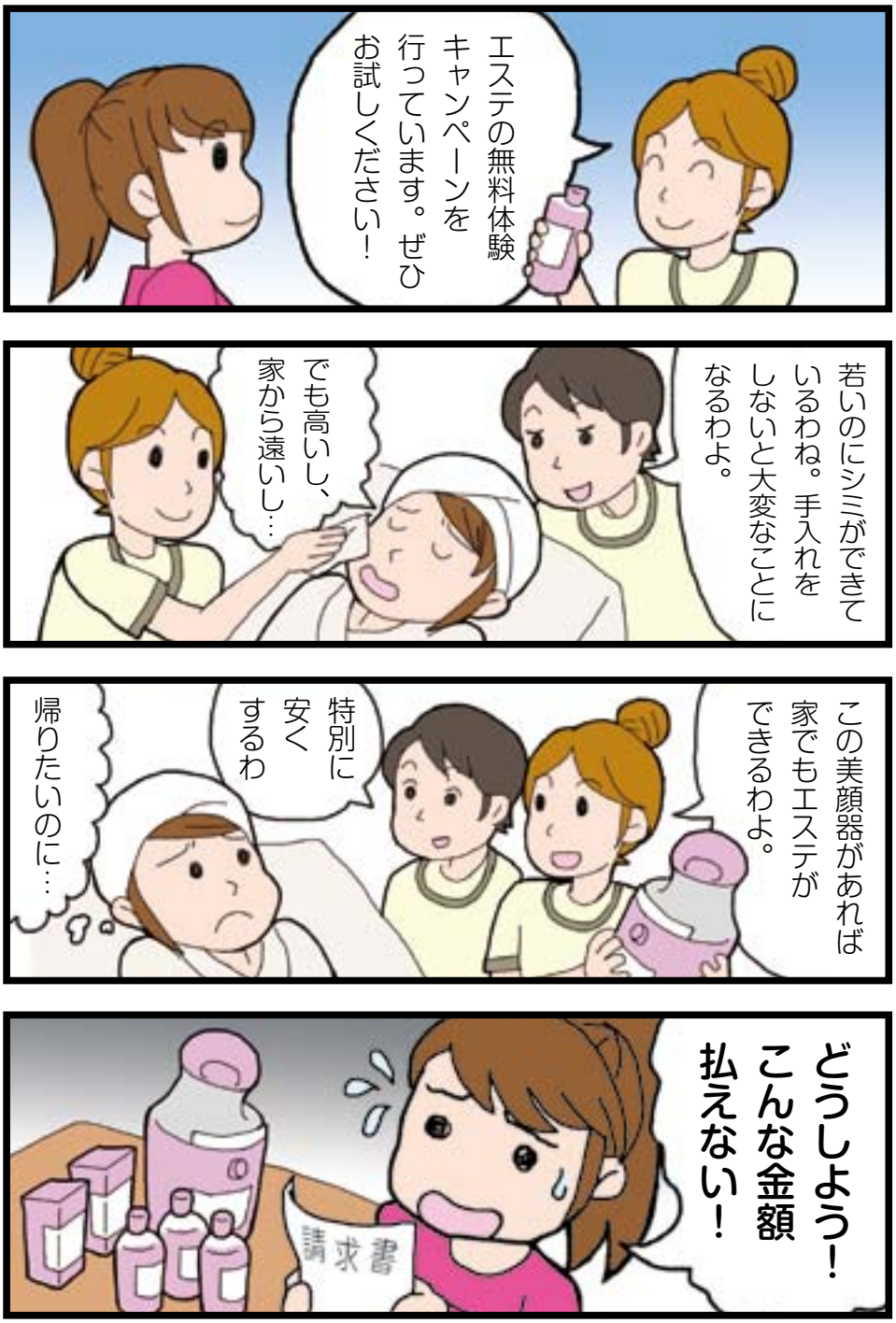

知らない相手に不用意について行かないよう注意しましょう。勧誘されても、いらないものはきっぱり断りましょう。

事例

マルチ商法

「絶対にもうかる」という甘い言葉は信じないよう注意しましょう。

利益を得るためには、絶えず人を紹介し続けなければなりません。お金や友人の信頼まで失ってしまうこともあります。

事例

架空請求

このような場合、支払い義務はありませんので、無視しましょう。念のため請求メールは保存しておきます。

他にも、サイトにアクセスした事実のない不特定多数の人が、請求メールや手紙を送りつけられるという事例も多発しています。こちらから確認のメールや電話をすると、さらに個人情報を知らせることになりますので、覚えがなければ完全に無視しましょう。

契約について

《悪質商法への対処法》

被害にあわないために

さまざまな悪質商法による被害は、決して他人事ではありません。消費者一人ひとりが日ごろから社会動向に注目し、確かな選択をすることが大切です。

1）被害にあわないために

被害にあわないために次のようなことに注意しましょう。

- ○個人情報（家族構成など）や財産の状況はむやみに教えない。
- ○「タダより高いものはない」ということを肝に銘じて、粗品につられないようにする。
- ○うまい話や甘い誘い文句には、思わぬ落とし穴があったりするので注意をする。
- ○相手（セールスマンなど）の訪問や電話の目的を確認する。特に電話勧誘では、相手の身分や連絡先を聞いて、必要ならこちらから電話すると伝えていったん電話を切る。
- ○「けっこうです」「いいです」のようなあいまいな返事はせず、いらないものはきっぱりと断る。
- ○迷ったときは、その場で契約せず家族などに相談する。
- ○契約するときは、相手の説明と契約書の内容が一致しているかを確認する。
- ○契約書には簡単にサイン（署名）などしない。また、契約したり、お金を支払ったりしたときは、契約書や領収書をしっかりと保管しておく。
- ○訪問販売等で契約しても、よく考えて必要がないと思ったときは、クーリング・オフ制度を活用する。
- ○契約しても、よくわからないときや心配になったときは、すぐに生活情報センターくらしかん（消費生活センター）に相談する。

2）被害にあったら

生活情報センターくらしかんなど都道府県や市町村の各消費生活センターでは、消費生活に関する相談を聞き、問題解決のためのお手伝いをしています。被害にあったと思ったり、よくわからないことがあればすぐに相談しましょう。

また、生活情報センターくらしかんや各地の消費生活センターでは、それぞれが連携しながら消費者への情報提供や講座などの消費者啓発、消費生活相談など、さまざまな取組みを行っています。

●豊中市立生活情報センターくらしかん

〒560-0022 豊中市北桜塚２－２－１
電話　06-6858-5060（貸室・啓発講座・計量関係）
電話　06-6858-5063（ＪＡＳ法表示）
電話　06-6858-5070（消費生活相談）
電話　06-6858-6656（多重債務者生活相談）
FAX　06-6858-5095

相談業務

○消費生活相談(契約のトラブルや製品事故など)
相談無料　市内在住・在勤者
月～金曜日　９時～17時

○多重債務者生活相談【要申込】
(債務整理の助言や生活再建の支援)
相談無料　市内在住者
①予約（電話可）月～金曜日　９時～16時
②相談（面　談）月～金曜日　９時～12時
13時～16時

相談はいずれも祝日、休日、休館日は除く

《クーリング・オフ制度》

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味です。契約を交わした後、考え直して「やっぱりやめよう」と思ったとき、理由を問わず一方的に申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

特定商取引法では「クーリング･オフについて記載された契約書面を受け取った日」から一定時間、無条件解約が認められています。

期間は取引内容によって異なり、一般的な訪問販売などは８日間ですが、マルチ商法や内職商法では20日間となっています。いずれにしても、書面を渡されたらその内容をよく確認し、クーリング・オフをするのであれば、すぐに手続きをしなければなりません。

ただし、**消費者が購入の際にじっくりと検討できる店舗や通信販売での取引はクーリング・オフができません。**その他にもクーリング・オフができない場合がありますので、契約の際には十分な注意が必要です。

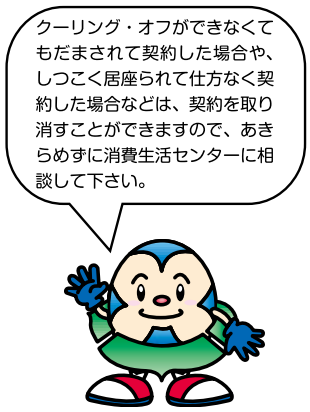

注意！

- **自動車や3,000円未満の現金での支払いの場合はクーリング・オフができません。**
- **化粧品や健康食品などの消耗品は、使用または消費したものはクーリング・オフができません。**

クーリング・オフの方法

クーリング・オフは書面で行うことになっています。口で言っただけでは、あとから「聞いていない」「8日間を過ぎていた」などと言われトラブルが発生する危険があるため、はがきに契約年月日、商品名、金額、会社名と契約を解除する旨を書き、会社代表者宛に簡易書留か特定記録郵便で送付します（両面をコピーし控えをとっておきます）。書面の書き方は次のとおりです。

クーリング・オフの方法

- ○はがきは簡易書留か特定記録郵便で送付します（発信日の証明になります）。
- ○はがきの内容（表・裏とも）は、コピーを取って、手元に残しておきます。
- ○解約する理由を書く必要はありません。
- ○信販（クレジット）契約がある場合は、信販会社へも通知します。

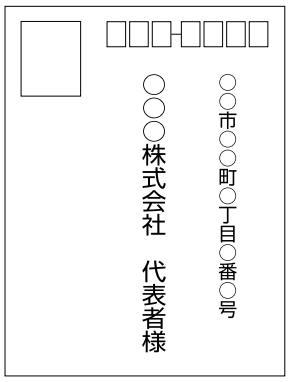

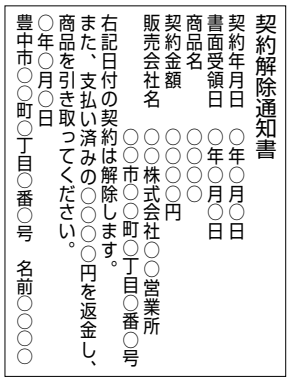

クイズ③

次のうち、「クーリング・オフ」ができるものを一つ選びましょう。

（答えは 24 ページ）

ア．通信販売で購入した 50,000 円の羊毛セーター

イ．訪問販売で 5,000 円払って買った天然醸造の味噌

ウ．自然食品の店頭で買った 1,000 円の富士山麓の水

エ．テレビショッピングで買った 80,000 円のパソコン

クレジットカードについて

《カード入門》

最近はクレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカードなどのいろいろなカードが出回り、日常生活の中で身近な存在になりましたが、紛失・盗難などの新たなトラブルも多くなりました。これらのカードは同じような形をしていますが、その機能はそれぞれ違います。

主なカードの種類と機能

●クレジットカード（後払い）

クレジット（credit）とは「信用する」という意味です。手元に現金がなくてもサイン（署名）または暗証番号だけで買い物ができ、消費者の信用をもとに代金を後で支払うことができるカードです。現金自動支払機などからお金を借りることができる（キャッシング）機能の付いたものもあります。

●キャッシュカード

銀行や郵便局などの自分の口座から、預貯金を出し入れすることができるカードです。また、デビットカード※もあります。

※デビットカード（即時払い）… 商品の購入やサービスを利用する際に、キャッシュカードで直接支払いのできるシステム

●プリペイドカード（前払い）

電車の乗車カード、図書カードなど、先に代金を支払ってカードを購入し、その金額分の買い物やサービスの利用ができるカードです。また、カードに繰り返しチャージ（入金）して、何度でも支払いに利用できるプリペイド型電子マネーもあります。

クレジットカードのしくみ

クレジットカードのしくみは次のとおりです。

消費者が①クレジット会社にカードの発行を申し込むと②クレジット会社による消費者の信用調査があり③問題がなければカードが発行されます。そして④消費者がお店などでカードを提示して⑤商品やサービスを受けると⑥まずクレジット会社が代金をお店に支払います。そして後日⑦消費者がクレジット会社に代金を支払います。

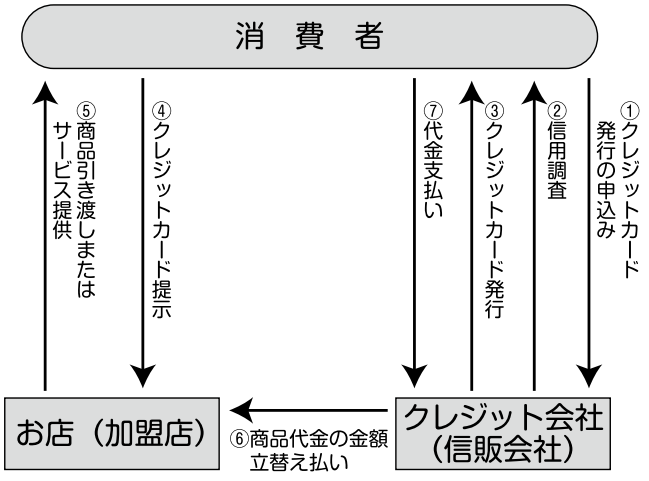

つまり、消費者はクレジット会社に借金をして買い物をすることになるのです。

自分の収入以上にカードを無計画に利用し、借金の返済のために、新たな借金（多重債務）に陥（おちい）るなどして生活が成り立たなくなったり、返済ができなくならないように、そのしくみを正しく理解し、計画的に利用することが大切です。

クレジットカードを利用する時の注意点

クレジットカードは、簡単に買い物ができたり、お金を借りたりできる便利なものです。しかし、一方で多数のカードを使って借金を返せなくなった、カードを落としたり盗まれたりして不正に使用されてしまった、名義を貸したためにクレジット会社から身に覚えのない請求を受けたなどのトラブルが急増し、大きな社会問題になっています。

注意！

カードの支払方法の１つとして、リボ払いがあります。これは毎月あらかじめ指定した一定額を返済していく方式で、ほしい商品を購入するときにとても便利な機能ですが、使いすぎてしまう、という危険性があります。また、このリボ払いは、クレジットカード会社に高い利息を払いながら、借金して商品を購入しているということを忘れないでください。

トラブルを防ぐには

○クレジットカードが届いたら、必ず自筆でサイン（署名）する。
○絶対に他人に貸さない。
○サイン（署名）をするときは、商品名と金額を確認する。
○支払いが終わるまで、売上伝票の控えは保管しておく。
○いざという時のために①カード番号②クレジット会社名と電話番号③カードの有効期限④引き落とし口座番号と引き落とし予定日を控えておきましょう。

カードを紛失、または盗難にあったときはすぐに最寄りの警察署や金融機関、クレジット会社などに連絡し、被害を防ぎましょう。

《情報社会と消費者》

スマートフォンやパソコンの普及により、私たちの暮らしはとても便利になりました。その反面、膨大な情報に振り回されて、さまざまなトラブルに巻き込まれる危険性も増えています。日常生活において、本当に必要な情報を選択し、上手に活用することが大切です。

また、ホームページやブログなど、自分で簡単に情報発信ができるようになりました。その中で、個人情報、プライバシーや著作権の保護、人権侵害について考えるなど、情報モラルを養うことが重要になっています。

個人情報とプライバシー

インターネットを利用する場合、コンピューターや自分の情報を守るために知っておかなければならないことがいくつかあります。これを情報セキュリティといいます。

私たちが生活している社会において、盗難や暴力といった犯罪が起きるのと同様に、コンピューター社会にも情報の盗難やシステムの破壊といった犯罪が起こります。

安全にインターネットを利用するためには情報セキュリティ対策が必要不可欠です。

個人情報の取り扱い

名前、住所、電話番号など、一人ひとりの人間に関する情報のことを個人情報といいます。インターネットはいろんな人が利用するので、家族や友人も含め、これらの個人情報をむやみに書き込まないようにしましょう。

たとえば、自分でホームページをつくった場合、あるいは閲覧した他人のホームページに登録をするような場合も、慎重に行わなければなりません。不特定多数の人が閲覧できるホームページ等では、悪意を持った人がお金もうけのために個人情報を誰かに売ったり、犯罪に利用したりすることがあるためです。

また、特定のオンラインサービスで使用される ID やパスワードの組み合わせが盗まれて被害にあうケースもあります。同じパスワードを使いまわさず、定期的に変更するようにしましょう。その際、名前や生年月日、辞書にある単語の使用などは避け、細心の注意を払って適切に管理することが大切です。

プライバシーの保護

プライバシーとは「個人の秘密」「他人に立ち入られない私生活上の自由」のことです。

したがって、個人の秘密はもちろん私生活での出来事や言動などを勝手に公開してはいけません。

例えば、友人が自分の名前や学校名、昨日の学校での失敗を知らないうちに書き込んでいたとします。翌日学校で、その場にいなかったはずの人たちから笑われたり、からかわれたりしたら、どのように感じますか。人を不快な気持ちにさせる情報を公開することは、プライバシーの侵害にあたります。

また、電子メールにも重要な個人情報が含まれています。たとえ家族や親しい友人のものであっても、許可なく他人の電子メールを読むことはプライバシーの侵害にあたります。

ウイルス

ウイルスとは、故意に他人のコンピューターシステムを破壊したり、社会を混乱させることを目的につくられたプログラムのことです。人や動物に感染する病原体と同様に、感染したコンピューターから別のコンピューターへと、このプログラムを移動させてしまうことからこのように呼ばれています。ウイルス対策ソフトなどを使って対策をしても、さらにその上をいくように手口は巧妙化し、さまざまな手法を組み合わせて感染していることに気づきにくくしたりしています。

インターネットを安全に利用するため、また他人のコンピューターに被害を及ぼさないためにも、最低限のマナーとしてパソコンやスマートフォン（Android）にはウイルス対策ソフトを入れておくことが望まれます。

事例 ネットショッピング

こんなケースもあり、被害回復は難しいので、十分注意しましょう。

ネットショッピングで見つけたお気に入りのバック。なかなか探しても店ではみつからなかった商品だったので、購入しようと思い、代金を振込みました。

でも、数日たっても商品が届かない…。

近年、お店に行かなくてもインターネットで家に居ながら何でも購入できるようになってきました。食料品でさえ、近所のスーパーから配達してくれるところもあります。高齢者や小さな子どもがいる家庭では便利なサービスです。その一方で、ネットショッピングでのトラブルが増加しています。

例えば

- 代金を支払ったのに、商品が届かない
- 掲載されていた写真と届いた商品との差が大きい
- キズ、汚れが著(いちじる)しい
- 注文したものと全く違う

などです。

ネットショッピングは、特定商取引に関する法律（特定商取引法）上、通信販売（ネットやテレビ・雑誌等を見て、自らネット、電話などで申し込む取引）に分類されます。

通信販売には、クーリング･オフ制度が適用されません。その代わりに、返品の可否や内容を消費者に分かりやすく表示することが、法律によって義務付けられています。

安全にネットショッピングを楽しむには、まず信頼できる業者、サイトであるかどうか判断することが大切です。オンラインマークやジャドママークなどを確認するのもよいでしょう。

オンラインマーク

日本通信販売協会が付与するマーク。

このマークがついていれば、

①事業者が実在する。

②事業者が特定商取引法や景品表示法の表示ルールを遵守(じゅんしゅ)している。

③誇大(こだい)広告表現などが使われていないサイト

ということです。

ジャドママーク

日本通信販売協会正会員のマーク。

会員は協会の倫理綱領や特定商取引法を遵守(じゅんしゅ)しています。

日本通信販売協会では「通販 110 番」という消費者相談窓口を設置していて月曜日から金曜日まで相談を受け付けています。

協会の会員である、ないの区別なく、通信販売に関する相談を受け付けてもらえます。

オンラインマーク

ジャドママーク

事例

有料サイト

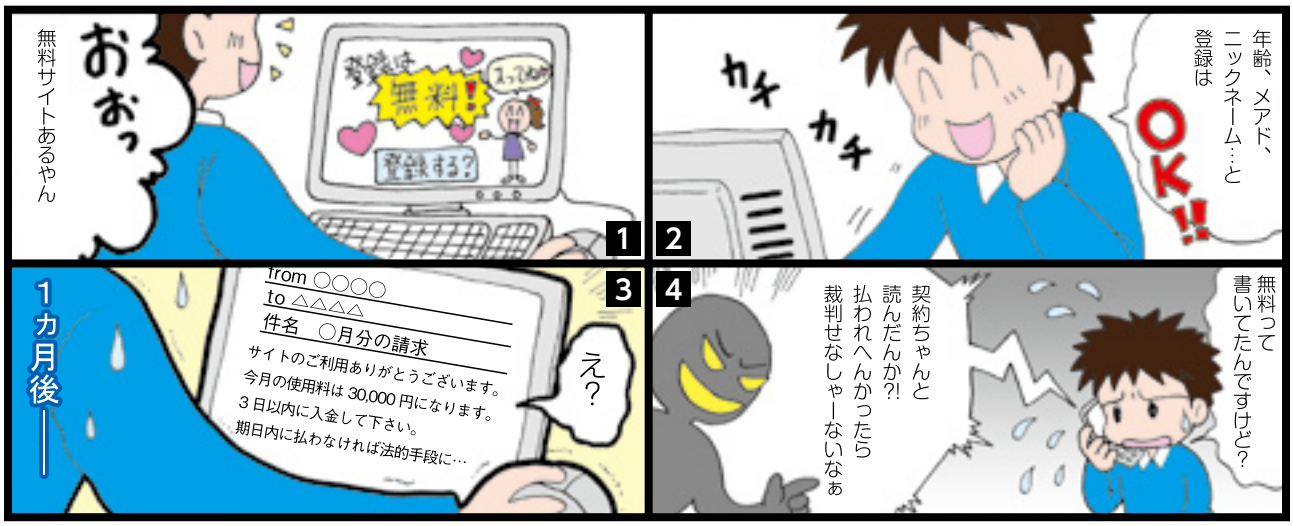

「無料」という文句につられて興味本位でアクセスしたり、まったく関係のないサイトの画像をクリックしただけなのに、勝手に有料サイトに登録され、「登録料」や「高額」な「利用料」を求める架空請求トラブルが後を絶ちません。

「無料」を前面にうたったサイトでは、最後の欄に小さく説明書きがあり、「登録」は「無料」でも利用料が発生する場合もあり、スマートフォンなどで見る場合など、最後のスクロールまできちんと見ないと分かりにくい書き方になっていることが多いです。

このような場合は、消費者は「無料」だと思っていたわけですから、「お互いの合意」による契約とはいえず、お互いに合意がなければ契約が成立しないので、支払う義務はありません。したがって**安易に問い合わせをせず、根拠のない請求には一切応じず無視しておきましょう。**

不安になって、請求者に連絡をしてしまうと、こちら側の個人情報がより詳しく知られてしまい、強迫などさらなる被害を被る可能性があります。もし、身に覚えがない請求をされたら、まず、消費生活センターや警察に相談しましょう。こちらから請求者に連絡しないようにしましょう。

事例

オンラインゲーム

オンラインゲームとは、インターネットを通じて見知らぬ人とも一緒に遊ぶことができるゲームのことです。トランプ、釣りといった単純なものからロールプレイングなど、さまざまな種類があり、大人から子供まで楽しむことができます。これらは SNS、チャット、掲示板といった機能を兼ね備えていることが多く、ゲームを通じて見知らぬ人と交流することになります。

近年、ゲーム内の道具や通貨を現実に売買する市場が成立していて、レアアイテムや時間をかけて集めた大量の通貨などが実際に取り引きされています。これ自体は法律に違反することではありませんが、お金に換えるために、他人の ID とパスワードを盗み、不正なアクセスによってゲーム内のアイテムや通貨を奪(うば)いとる「アカウントハック」という犯罪が増えています。

悪質サイトへの誘導や、「アイテムをあげるから会おう」「アイテムを買えば強くなれるよ」などといった誘いには特に注意しましょう。

また、ゲームの中のアイテムにお金を使い高額な請求をされるケースも増えているので、利用に際しては、保護者と話し合い金額の上限などのルールを決めるとよいでしょう。

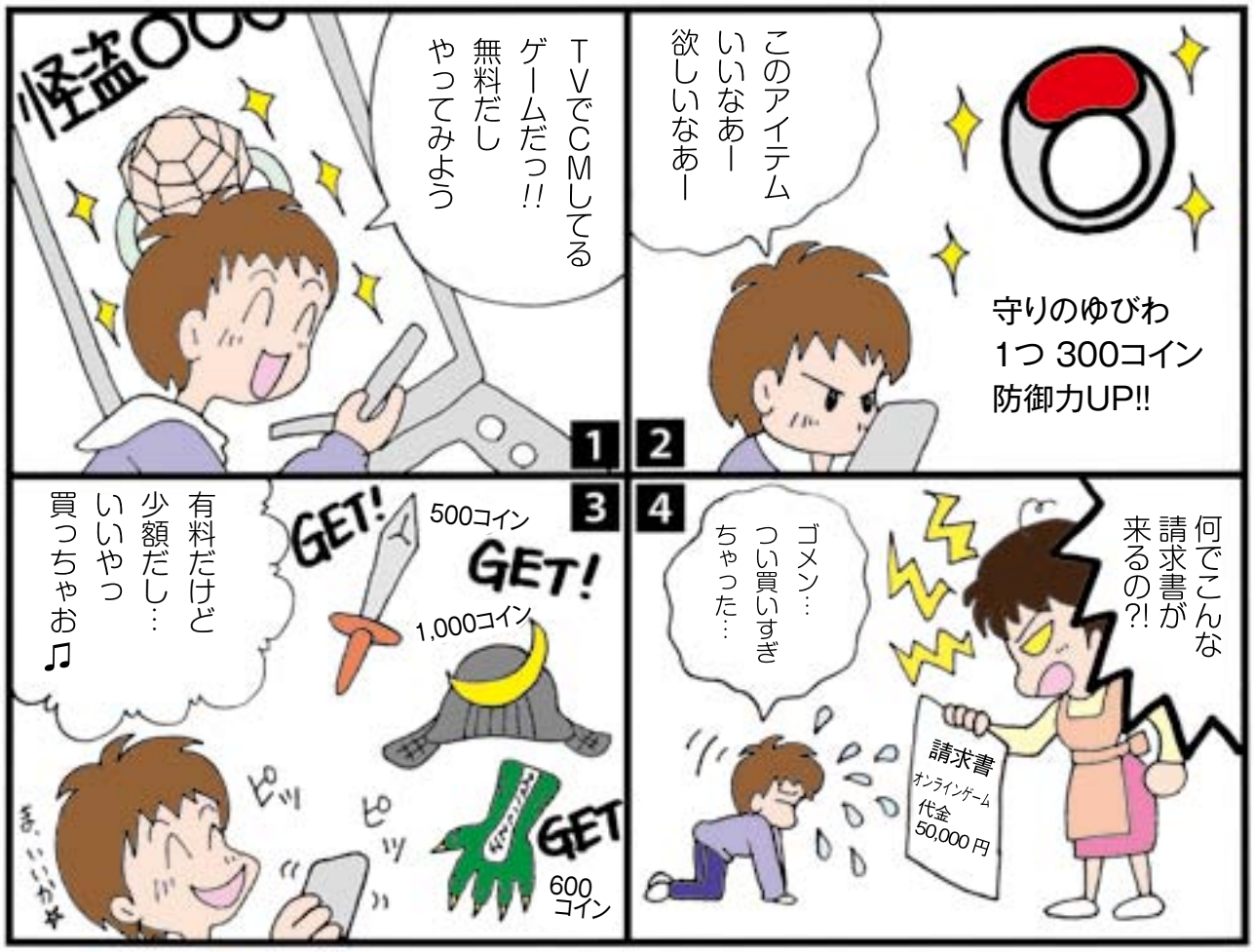

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（ソーシャルサイト）

コメントなどのコミュニケーション機能を持つブログや掲示板などを含めた、人と人との繋(つな)がりをサポートするコミュニティ型の登録制サービスのことをいいます。

友だちと実名やニックネームでコメントや画像を共有するサービスと、知らない人を含めた多くの人との繋(つな)がり、情報交換をするサービスなどが人気です。最近では動画を共有したり、ライブ画像を共有したりするサービスなどへと発展しています。

●人気の SNS

スマートフォンが爆発的に普及した理由のひとつに、SNS（以下ソーシャルサイト）の存在が大きく影響しています。ソーシャルサイトとは、利用者間を結びつけ、お互いに情報共有しようというものです。例えば自分の同級生や遠くに住む友達などの情報が、いつでも見ることができれば楽しくて便利なサービスです。多くの人達は、このサービスを提供するアプリをダウンロードして利用しています。ではなぜ、この同級生や友達を見つけ出せるのでしょうか。それは、アプリの会員を増やす仕組みにあります。一部のアプリでは、アプリをダウンロードする時点で規約に書いてあるのですが、自分のスマートフォンに登録している電話帳のデータをアプリ運営業者に自動的に送信し、電話帳繋(つな)がりで友達、知り合いを結びつける仕組みがあります。相手も同じアプリを持っていると繋(つな)がり、承諾すればやり取りが可能となります。自分の電話帳にとどまらず、繋(つな)がった相手の電話帳のデータも参照しますから、友達の友達として、電話番号を知らない同級生とも連絡ができるようになり、多くの友達を作ることができます。

しかし、繋(つな)がりを持つためには電話帳のデータをアプリ運営会社に提供する必要があり、交友関係が見えてしまうことへの不安を感じる人もいます。**自分のスマートフォンから電話帳の記録を削除しても、アプリ運営会社に提供した電話帳の記録は削除されません。**別れた

恋人の名前をアプリ上から削除できないことが、今後の人間関係にも影響することを理解していないと、個人情報の漏えいというだけでは済まず、将来の生活にまで影響を及ぼし、トラブルにもつながる可能性があります。別れた恋人からストーカー被害をうけてしまうトラブルが急増しているのはソーシャルサイトの繋(つな)がりが起因している場合が多く見受けられます。**ソーシャルサイトの設定事項を理解して使用し、必要以上の繋(つな)がりを持たないことや、必要のないことまで書かない意識が必要です。**

また、友達の友達として多くのネットワークを築くソーシャルサイトに、何気なくつぶやいたり写真を投稿したりすると、思わぬ人物と繋(つな)がりトラブルになることがあります。

友達だけに公開した情報だと思っていても、友達の友達をたどることにより、すべての会員は繋(つな)がるのです。**書き込んだ情報は永遠に消えないのだと意識していないと、大きな落とし穴に落ちることとなってしまいます。**

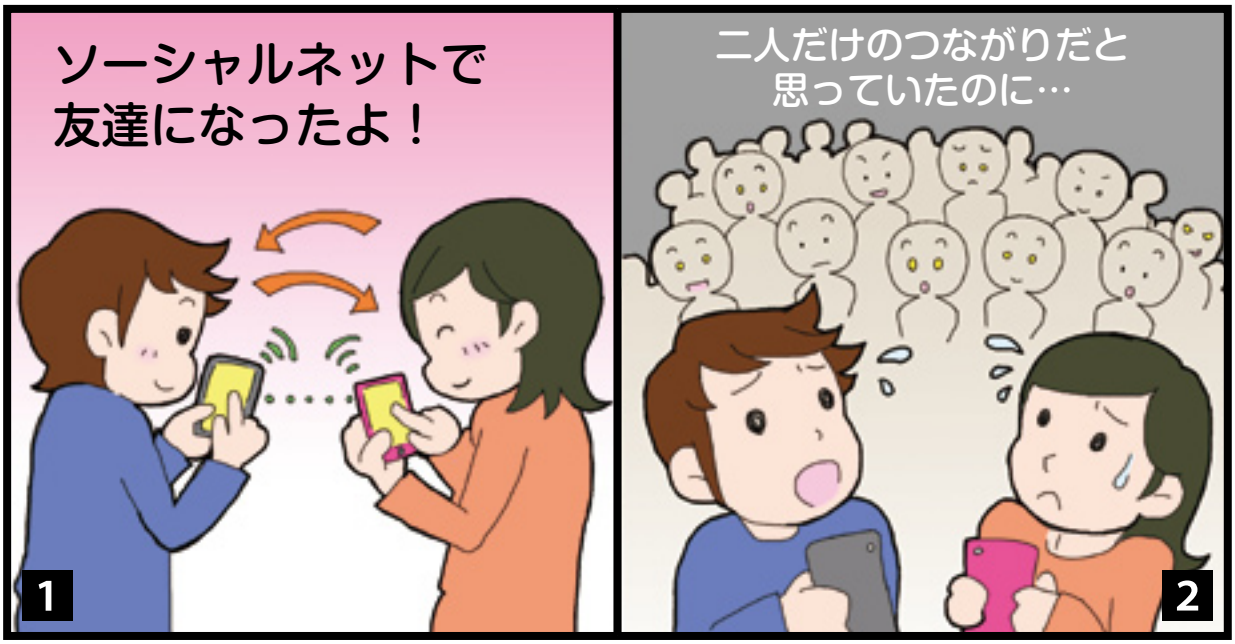

誰が見ているかわからないよ！
他人に見られてはいけないような内容を投稿しないようにしましょう。

事例①

原因 SNSに個人を特定できる情報を投稿

結果 掲示板に公開されて嫌がらせを受ける

中学１年生（女子）のＡさんは、親友と撮った写真がうまく撮れたので、ＳＮＳに載せました。その際に、名前や中学校名を一緒に書いてしまいました。

数日後、Ａさんは画像掲示板に、Ａさんの写真が掲載されていると聞き、確認すると、写真と電話番号、でたらめな内容まで書き込まれていました。その結果、Ａさんに嫌がらせの電話が毎日かかってくるようになりました。

「ＳＮＳやプロフは、自分の友達しか見ていない」と考え、個人情報を掲載してしまうが、ＳＮＳやプロフで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があり、個人情報を掲載することは、非常に危険です。さらに、他人の写真を無断でインターネットに掲載することは、その人を危険にさらすことになります。もちろん、写真の掲載許可がなければ肖像権の侵害になります。

※携帯電話やスマホで撮影した場合、写真データに位置情報が記録できます。掲載の際には位置情報が記録されていないことを確認をしましょう。

事例②

原因 掲示板に悪口を投稿

結果 悪口を書いた相手から暴行を受ける

中学２年生（男子）、野球部のＡ君はライバル校との練習試合に負けた腹いせで、掲示板にその学校のピッチャーの悪口を書いてしまいました。ある日、Ａ君が下校する時、校門の前でライバル校の野球部員に待ち伏せされ、公園に連れて行かれた。野球部員数人から暴行を受け、たまたま通りかかった男性が止めに入り、Ａ君は助かりました。

インターネットの世界では、クリック一つで相手にメッセージが届きます。文字によるコミュニケーションは感情や真意が伝わりにくい上、実際にあって話す中では本来思い留まるような内容の発言をしてしまうこともあるので、注意しましょう。

事例③

原因 不審な無線 LAN アクセスポイントへ接続

結果 通信内容を盗み見られる

A君は、友達から「インターネットを無料で利用できる場所がある」と教えてもらいました。A君はその場所に行き、スマートフォンの無線ＬＡＮ機能を利用し、友達とインターネットを楽しみました。

A君が接続していたアクセスポイントは、接続者の通信内容を盗み見るために悪意を持って設置されたもので、A君は、知らないうちに、通信内容を盗み見られていました。

スマートフォンには、携帯電話事業者以外の回線も利用できる無線ＬＡＮ機能が搭載（とうさい）されています。通常は、ＩＤ・パスワードによる認証を行い、無線ＬＡＮのアクセスポイントに接続しますが、誰でも自由に接続できるアクセスポイントが存在します。単にセキュリティ設定がされていないものもあれば、悪意を持って設置されているものもありますので、無料だからといって、安易に利用してはいけません。携帯ゲーム機などから接続も可能ですし、携帯電話事業者が提供するフィルタリング機能が対応しない場合があるので確認しましょう。

※通信内容が窃取（せっしゅ）されると氏名や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりする恐れがあります。

コラム

《知的財産権》

違法コピーして作ったＣＤやＤＶＤは「海賊版」といい、偽（にせ）ブランド品とともに近年取り締まりが強化されています。音楽、小説、漫画、映画、写真、コンピューターソフトといった著作物や商品のシンボルであるロゴマークなどは**「知的財産」**といわれ、法律によってその使用は権利化されています。従って、これらを無断で不特定多数の人に向けて発信したり、お金もうけを目的に使用することは法律で禁止されているのです。これらを使用するには著作権者に許可をとらなければなりません。ただし、個人で使用することは可能です。

著作権とは知的財産権の一部で、知的財産権に含まれるものは、特許や商標などの「産業財産権」、人格権やパブリシティ権に基づく「肖像権」などがあります。知的財産権は現在、ネットの出現によって次々と不具合が生じてきています。ネット上にアップされる有名人の顔写真をすべてを取り締まっていてはキリがなく、二次創作物が爆発的に増加し表面化するなど、問題は山積みです。

《違法ダウンロードの刑事罰化》

投稿動画などには著作権のあるものもあり、著作権のあるデータをダウンロードして「保存」すると刑事罰になります。保存せずストリーミング再生するなどして聞くようにし、ダウンロードするためのアプリをインストールする場合は事前に注意事項をしっかり読みましょう。

《消費者の権利》

私たち消費者が、健康で安全な生活をしていくことができるように、「消費者基本法」があります。この法律には消費者の自立を促すために、「消費者の権利」が述べられています。豊中市でも、「豊中市の消費者のくらしを守る条例」などにより、市民生活の安定と向上に努めています。

私たちはこれらの権利をよく理解して、よりよいくらしを送るためにはどうすればよいかを考えましょう。また、正しい知識を身につけ、自分で考えて行動できるようになりましょう。

生活とは選択の連続だよ。どんなものを食べ、着て、楽しむのか正確な情報を選び、判断する権利と責任があるんだ。いらないものはきっぱり断る勇気も必要だね。

私たちの消費生活が、より安心で安全な商品やサービスを生み出していくのだから、責任重大ね。これからは環境のことも考えて、消費した後廃棄されるものについてもよく考えて買い物をしないといけないわ。

消費者基本法（2004年6月公布・施行）で、はじめて「消費者の権利」が明記されました。

消費者の8つの権利

① 生活の基本的ニーズが保障される権利
② 安全を求める権利
③ 選択する権利
④ 知らされる権利
⑤ 意見を反映させる権利
⑥ 補償を受ける権利
⑦ 消費者教育を受ける権利
⑧ 健全な環境を享受する権利

消費者の5つの責任

① 批判的意識をもつ責任
② 主張し行動する責任
③ 社会的弱者への配慮をする責任
④ 環境への配慮をする責任
⑤ 連帯する責任

商品を選ぶときの注意点

私たちの身の回りには、さまざまな商品があふれています。商品についての正しい知識を身につけ、消費生活のあり方について考えましょう。

●必要性

すでにあるものとのバランスなども考えて、自分にとって本当に必要なものかどうか判断するようにしましょう。

●価格

予算の範囲内に収まるように考えて選びましょう。

●置き場所などの確保

部屋の大きさや置き場所などを考えて選びましょう。

●購入する商品の決定

品質、安全性、性能、アフターサービス、環境への影響などを考えて選びましょう。

●購入する店の決定

品質の良い品揃えと公正な販売方法、納得のいく説明やアフターサービスなどをしてくれる店を選びましょう。

製品事故とPL法（製造物責任法）

取扱説明書をよく読んで、製品を正しく使っていても事故にあうことがあります。 PL 法は消費者の権利を守るための法律で、製品の欠陥が原因で人の生命・身体または財産に損害を受けた場合、製造者がその損害を弁償することを定めています。事故が起きたときや PL 法について知りたいことがあるときは、生活情報センターくらしかん（消費生活センター）へ相談しましょう。

保証書

取扱説明書をよく読んで製品を正しく使っていたのに故障した場合、保証期間内であれば、無償で修理してもらえます。保証書は必ず保管しておきましょう。

保　証　書

形名		製造番号	
お客様	お名前　　様 ☎		
	ご住所 〒		
取扱販売店名・住所・電話番号			
保証期間	お買上げ日　年　月　日より	本体は　年間 ただし、消耗部品は除く	

・本書は、記載内容の範囲で無料修理をさせていただくことをお約束するものです。
・保証期間中に故障が発生した場合は、商品と本書をご持参のうえ、お買い上げの販売店にご依頼し本書をご提示ください。
・お買上げ年月日、販売店など記入もれがありますと無効です。記入のない場合はお買上げの販売店にお申し出ください。
・ご転居、ご贈答品などでお買上げの販売店に修理をご依頼できない場合は、製品に同梱（または取扱説明書に記載）しております「お客様ご相談窓口一覧表」をご覧のうえ、もよりのお客様ご相談窓口にお問い合わせください。
・本書は再発行はいたしません。大切に保管してください。

株式会社　○○○○

クイズの答え

1（2 ページ）**a、b、a、a、b**

▶契約は双方の合意があれば成立し、成立と同時に両者には契約による「権利」と「義務」が発生する。①では、両者の合意により、右図のような「権利」「義務」が生じることになる。

2（3 ページ）**キャッチ、ネガティブオプション（送りつけ商法）**

▶「悪質商法」とは、詐欺的なやり方で販売を行う商法のことである。「就職に有利な資格がとれる」と誘い、高額な講習や教材を販売する資格商法、「無料で商品がもらえる」と人を集め、雰囲気を盛り上げて最後に高額な商品を売り付ける催眠商法、「100 万人の中学生の中からあなたが選ばれた」などといって呼び出し、商品やサービスを売り付けるアポイントメントセールスなど、多種多様な商法がある。また、年々、手口が巧妙となってきており、被害も後を絶たない。「おかしいな」と思ったら一人で解決しようとせず、周囲の大人やくらしかんに相談するようにしよう。

3（8 ページ）**イ**

▶訪問販売は、特定商取引法によりクーリング・オフが認められている。契約金額も 3,000 円を超えているので対象となる。ア・エはいずれも通信販売であり、ウの店頭での購入とともにクーリング・オフは認められていない。特定商取引法では、通信販売の広告に「返品できる場合の条件」「返品不可」などの表示がない場合、商品到着後８日の間は解約・返品ができるとしている。購入時には必ず条件等も確認しよう。

PL法による訴訟

近年に起きたおもな訴訟問題

○エアコン火災建物焼失事件

提　訴　平成 23 年 6 月 28 日　大阪地裁

事件概要　（原告主張）

エアコンの室内機からの発火により建物や家財道具が焼失した。

原　告　建物所有者他

被　告　家庭用電気機械器具製造等会社、電気製品等販売会社

訴訟額　3,374 万円

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

○介護ベッド頸部（けいぶ）圧迫死亡事件

提　訴　平成 24 年 4 月 27 日　名古屋地裁

事件概要　（原告主張）

リハビリテーションを受ける目的で転院した病院にて使用した介護ベッド側面の頭部側の転落防止柵（サイドレール）と足部側の転落防止柵（サイドレール）のすき間に、右側頸部をはさまれ、頸部圧迫により窒息死した。

原　告　死亡した女性の遺族

被　告　ベッド製造販売会社、医療法人

訴訟額　5,120 万円

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

○小麦由来成分含有石鹸（せっけん）アレルギー事件

提　訴　平成 24 年 11 月 26 日　大阪地裁

事件概要　（原告主張）

小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患（りかん）した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。

原　告　石鹸により小麦アレルギーに罹患した者（53 名）

被　告　医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品等製造販売会社

訴訟額　6 億 1,000 万円

出典：国民生活センターホームページ「製造物責任法（PL 法）による訴訟」

さまざまなマーク

商品や取扱説明書についているマークや表示には、安全性や品質、事故を防ぐために注意しなければならないことなどを示すさまざまなものがあります。商品を選んだり、使ったりするときにはマークを確かめましょう。

●国による安全基準を満たしている製品につけられるマーク※

PSCマーク		PSEマーク	
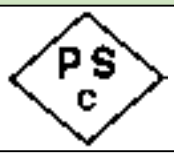			
乳幼児用ベッド、ライターなど	乗車用ヘルメット、登山用ロープなど	コード、コンセント、ブレーカーなど	冷蔵庫、洗濯機、テレビなど

※法律で、生命・身体に危害を及ぼす恐れが多い製品や電気用品については、これらのマークがない製品の販売が禁止されています。

●その他の機関による安全基準を満たしている製品につけられるマーク

SGマーク	STマーク	SFマーク
調理用品、スポーツ・レジャー用品など	14歳までの子どもを対象にしたおもちゃ	おもちゃ花火

●品質保証マーク

JISマーク
自転車、ノート、電子レンジなど

●事故を防ぐためのマーク

■おもちゃについているマーク

くちにいれない

ひとにむけない

みずにぬらさない

ひにちかづけない

おとなといっしょ

■電気製品についているマーク

表示例

注意・危険・警告

一般的な注意・危険・警告

感電注意

禁　止

火気禁止

接触禁止

強制（必ず守ること）

一般的な強制指示

電源プラグをぬく

豊中市立生活情報センター

くらしかん

生活情報センターくらしかんは、市民のみなさんが安全で、豊かなくらしを送るために、消費生活に関する情報の提供、消費者教育・啓発、契約のトラブルやクーリング・オフなどの相談業務を行っています。

また、豊中市における就労支援の拠点（きょてん）として、雇用就労に関する相談や各種講座の実施、各事業所への職業紹介、労働相談などを行っています。

豊中市立生活情報センターくらしかん

〒560-0022 豊中市北桜塚２－２－１

TEL（06)6858-5060（貸室・啓発講座・計量関係）
TEL（06)6858-5063（ＪＡＳ法表示）
TEL（06)6858-5070（消費生活相談）
TEL（06)6858-6656（多重債務者生活相談）
FAX（06)6858-5095

- 休館日　毎月最終日曜日、12月29日～１月３日
- 開館時間　午前９時～午後９時

※相談受付時間は７ページ参照

●阪急豊中駅下車徒歩12分
●阪急バス「北桜塚」「豊中市役所北」バス停下車

新・くらしのノート ―消費生活編―　中学校技術・家庭科用

平成23年(2011年) 3月31日　初版発行
平成27年(2015年) 3月31日　５版発行

編　　集　豊中市立小中学校教育研究会技術家庭科研究会編集委員会
　　豊中市立生活情報センターくらしかん
編集協力　豊中市教育委員会
発　　行　豊中市立生活情報センターくらしかん
　　〒560-0022　豊中市北桜塚２丁目２番１号
　　電話　06-6858-5060　FAX　06-6858-5095

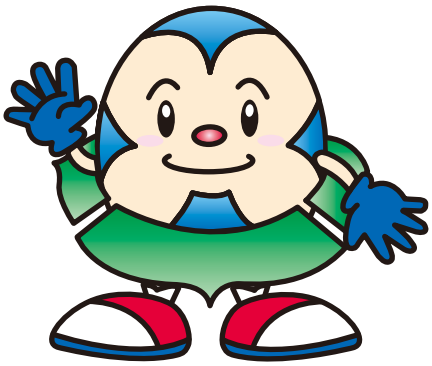

中学校	
1年　　組	（名前）
2年　　組	
3年　　組	